

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生・高校生等医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

受給者証の交付を受けている人については、今年度から更新手続きを省略し、7月下旬に新しい受給者証を送付します。今お使いの受給者証の有効期限は、令和7年7月31日までになりますので、令和7年8月1日からは新しい受給者証をお使いください。

ただし、次の人は申請が必要です。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校就学前まで

(2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

(1) 年齢要件

0歳～小学校就学前まで

（県制度非該当の人）

(2) 所得要件

なし

※小学校就学後は、今年度から更新手続きが省略されます。

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

(1) 世帯要件

・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童

・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

※父母の令和7年度住民税等の申告が必要です。（収入がない人も申告が必要です。）

対象になると思われる人には、6月に更新申請書を送付しておりますので、

福祉課または最寄りの支所・出張所で7月中に申請の手続きをしてください。
手続きに必要なもの

（次のいずれか1つ）

・マイナ保険証とマイナポータルにある医療保険の資格情報画面を印刷したもの

・資格確認書の写し

・資格情報のお知らせの写し

・有効期限内の従来の健康保険証の写し

○加入している医療保険の変更または資格喪失した場合や、町内での住所や氏名を変更した場合は、変更の手続きが必要になりますので、お知らせください。

「社会を明るくする運動」 強調月間

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強化月間です。期間中、周防大島町社会を明るくする運動推進委員会（委員長・藤本浄孝町長）・大島保護区保護司会・大島地区更生保護女性会等により、啓発行動として町内で啓発街宣を行います。

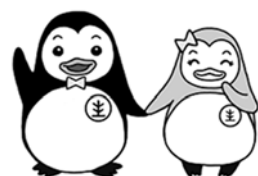
また、啓発活動や「社会を明るくする運動中学校生徒の主張発表大会」、町内小中学校を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」なども行います。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の改善更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505



更生ペンギンの
モゴちゃん[㊟]とサラちゃん[㊟]